

# 知的財産権・ノウハウ・データ取引の実態調査と新指針策定をめぐる論点

企業が保有する知的財産権・ノウハウ・データは、研究開発や現場改善、ブランド形成の結果として蓄積された「競争力そのもの」です。一方で、取引関係における力関係（依存関係）を背景に、無償・低廉での吸い上げや、範囲不明確な開示・帰属の押し付けが起きると、価値創造者への還元が損なわれ、投資・賃上げ・イノベーションの好循環が弱まるという問題意識が、今回の動きの出発点です。 <sup>1</sup>

こうした背景のもと、公正取引委員会 <sup>2</sup> は、優越的地位の濫用規制を中核に検討する企業取引研究会 <sup>3</sup> の下に知的財産取引適正化ワーキンググループ <sup>4</sup> を設置し、専門的議論を進めています。 <sup>5</sup>

また、特許庁 <sup>6</sup> は長官河西康之 <sup>7</sup> の年頭所感で、知財取引の不当な侵害の現状を踏まえ、同WGの成果（指針等）の検討・普及に取り組む旨を明記しています。 <sup>8</sup>

さらに、日本商工会議所 <sup>9</sup> は、3機関（公取委・中企庁・特許庁）による「好事例・望ましい在り方」の情報提供呼びかけを周知しており、実務側（企業側）のベストプラクティス収集も政策形成の一部として組み込まれています。 <sup>10</sup>

なお、この一連の動きは“突然始まった”というより、2019年の製造業向け実態調査（優越的地位の濫用や下請法上問題となり得る事例が多様に報告された、と整理）などの蓄積を踏まえ、対象を「全業種・ノウハウ・データまで拡張」して再実施した、という連続性の中で理解するのが適切です。 <sup>11</sup>

## 調査設計とスコープ定義

今回公表された資料（WG第4回配布資料）によれば、調査は2026年2月27日に開催された会合で提示され、報告書（案）・概要・ポイント、そしてWG報告書（案）が公開されています。 <sup>12</sup>

アンケート調査は、受注者（取引の相手方）側の立場から回答を求めるWebアンケートとして設計され、業種別に全国偏りなく無作為抽出した40,000社に依頼状を送付しています。 <sup>13</sup>

調査期間は2025年9月1日～9月30日、回答は6,973社（回答率17.4%）です。 <sup>14</sup>

重要なのは「何を知財等として数えるか」です。報告書（案）では、知的財産権は知的財産基本法の権利概念に沿って定義し、ノウハウは未権利化の図面・レシピ・工程表等や職人技、営業・マーケティングのビジネスノウハウも含む、としています。さらにデータは、産業データ（稼働時間等）だけでなく、技術情報に限らないビジネスデータや顧客データまで含める、と明示しています。 <sup>15</sup>

この“広いスコープ”により、従来は「知財部門の話」に閉じがちだった問題が、調達・開発委託・コンテンツ制作・SaaS/AI連携など、企業活動の幅広い局面に接続されます。 <sup>16</sup>

## 主要な定量結果の読み解き

回答企業6,973社のうち、知的財産権・ノウハウ・データの「いずれかを保有」と回答した企業は3,824社（54.8%）です。内訳（複数回答）としては、知的財産権2,296社（32.9%）、ノウハウ2,459社（35.3%）、データ2,414社（34.6%）で、いずれも保有していない企業は3,149社（45.2%）でした。 <sup>17</sup>

また、保有内容の「種類」として、ノウハウ保有が約61%、データ保有が約58%とされており、権利化された知財（例：特許や著作権）に限らない形で価値が社内には存在している状況が浮き彫りです。 <sup>18</sup>

次に、ガバナンス（チェック体制）の問題が大きい。知財等を保有する3,824社のうち、契約締結時等に知財等の取扱いをチェックする「社内担当者」と「外部専門家」の双方がいる企業は1,911社（50.0%）である一方、どちらか一方のみ、または両方いない企業が合計1,913社（50.0%）に達します（内訳：社内のみ658社、外部のみ655社、双方なし600社）。<sup>19</sup>

さらに、チェック人材・専門家がいない理由としては、「対策をしたい／充実させたいが資力や余裕がない」が約50%と最多で、「考えたことがない」が約18%、「対策は必要ない／重要ではない」が約16%と続きます。<sup>20</sup>

この構造は、取引実務が“契約書（条項）で守る世界”に移行しているほど、弱者側の防御力が政策課題になることを示します。<sup>21</sup>

第三に、取引条件の受忍経験です。知財等を保有する3,824社のうち、納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験がある企業は603社（15.8%）でした。<sup>22</sup>

その理由は、「断ると今後の取引に影響がある」が約53%で最多であり、次いで「取引先が有力で将来の売上・信用につながる」が約34%と続きます。さらに「協議したが聞く耳を持たない」（約25%）、「協議しても聞き入れられないと思った」（約24%）、「当初明確でなく事後的に求められ応じざるを得なかった」（約22%）、「知財等の専門的知識がなく提示条件をそのまま受け入れた」（約15%）など、交渉機会と知識ギャップの双方が確認されています。<sup>23</sup>

第四に、問題類型ごとの発生状況（“経験あり”比率）です。代表的なものだけでも、以下が示されています（いずれも知財等保有企業3,824社が母数）。

NDAなし取引／不利条件NDAの強要：267社（7.0%）。<sup>24</sup>

ノウハウ開示強要：352社（9.2%）、データ開示強要：306社（8.0%）、いずれか（ノウハウ／データ）での開示強要：411社（約11%）。<sup>25</sup>

無償譲渡・無償ライセンス等の強要：251社（6.6%）。<sup>26</sup>

無償での技術指導・技術検証（PoC）・試作品製造等：279社（7.3%）。<sup>27</sup>

これらは「ごく一部の特殊事案」ではなく、一定の頻度で起きている取引リスクとして位置づける必要があります。<sup>16</sup>

## 問題行為の類型と典型事例

今回のポイント資料は、ヒアリング調査148件（事業者136件、事業者団体12件）で報告された71事例を類型化し、次頁以降で独占禁止法等の考え方を整理した、としています。<sup>28</sup>

典型的なトラブルは、知財取引の“単体取引”（ライセンス契約だけ等）よりも、開発委託・製造委託・コンテンツ制作・データ提供など「本体取引（成果物・役務）」に知財等が埋め込まれ、帰属・利用・対価が曖昧なまま、後から吸い上げが生じる構図で現れます。<sup>29</sup>

ポイント資料に示された具体例（抜粋）では、例えば以下のようなパターンが提示されています。

まずNDA領域では、NDA締結を求めたが「取引がなくなる可能性」を示唆され拒否された例、片務的（相手の秘密は守るが自社の秘密は守られにくい）NDAを締結させられた例が示されています。<sup>30</sup>

次に開示要請（ノウハウ・データ）では、契約に含まれない設計図面データの無償提供、工場見学で製造技術ノウハウについて詳細に回答させられる、機械の稼働時間や生産性等の産業データの無償提供などが挙げられています。<sup>31</sup>

知的財産権の譲渡等では、プログラム著作権の無償譲渡、単独取得特許の無償ライセンス、制作した動画の著作権帰属条項（帰属の一方的設定）、著作者人格権の不行使条項の押し付け、中間成果物データの無償提供などが例示されています。<sup>32</sup>

対価設定では「破格の安さで著作権譲渡」「図面の対価を請求できない（協議の場を設けてもらえない）」など、交渉の入口が閉じている問題が示されています。<sup>33</sup>

ノウハウ・データ開示の“具体的な中身”を、アンケート内訳（経験あり企業＝411社）で見ると、「品質管理や原価低減協力、見学・監査等を理由に、取引に直接必要のないノウハウ・データ開示を求められた」が約

30.7%、「見積段階や商談等で、NDA未締結のまま資料提出・開示を求められ、結果として流用された」が約22.6%といった、取引前工程での吸い上げが目立ちます。<sup>34</sup>

また、無償譲渡・無償ライセンス等（経験あり企業＝251社）では、「取引の中で生み出された技術・成果物等の権利が“全て無償で取引先に帰属”する契約」が約39.8%と最多であり、価値創造の帰結が一方に固定される契約設計が読み取れます。<sup>35</sup>

ここで法的論点となる中心が「優越的地位の濫用」です。公取委の運用指針では、取引上優越した地位を利用し、正常な商慣習に照らして不当に、(i)抱き合わせ購入、(ii)経済上の利益提供の要請、(iii)取引条件の不利益設定・変更などを行うことが不公正な取引方法になり得る、という骨格が示されています。<sup>36</sup>

加えて、ポイント資料では、行為類型ごとに、独占禁止法だけでなく、取適法・フリーランス法で問題となり得る類型（例：不当な経済上の利益の提供要請、買ったたき、協議に応じない一方的代金決定の禁止 等）を整理しています。<sup>37</sup>

つまり、知財等の取引適正化は「知財法だけの問題」ではなく、競争政策・取引適正化法制の交差点として扱われ始めています。<sup>38</sup>

## 新指針の狙いと既存ルールとの接続

WG報告書（案）は、指針の基本思想として「中小企業等の競争力強化」と「知財等リテラシー向上」を掲げつつ、過度な規制強化が取引萎縮やイノベーション阻害を招くリスクにも言及し、バランス感のある指針策定が望ましいと整理しています。<sup>39</sup>

また、指針は特定分野に留まらず全業種を対象とし、特許等の権利化されたものに限定せず、ノウハウやデータも対象に含め、どの取引段階（開発、ライセンス、活用等）で問題が生じたのかを示した上で独禁法上の考え方を提示するのが望ましい、と述べています。<sup>38</sup>

既存のガイドライン群との関係整理も、今回の焦点です。WG報告書（案）は、知財取引に関し、独禁法上の指針（知的財産の利用、共同研究開発、役務委託取引、スタートアップ指針等）や、中小企業庁の知的財産取引ガイドラインなどが複数存在するが、体系的に整理されていない、と課題を示しています。<sup>40</sup>

実際、例えば「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」は、技術取引における制限行為と競争への影響という観点から整理されており、今回問題になっている“成果物取引に埋め込まれた知財等の吸い上げ”とは射程がずれる部分があります。<sup>41</sup>

他方で、優越的地位の濫用の一般指針（考え方）は、取適法の対象取引に該当する場合は取適法の規制対象となり得ること、運用基準の存在にも言及しており、複数法令の接続が実務上不可避であることが前提化されています。<sup>36</sup>

対価設計（値付け）については、WG報告書（案）が特に踏み込んでいます。成果物（工賃・実費）と、知的財産権等の部分の対価を分離・明確化することが、問題解消に資する場合がある一方で、画一的な推奨と誤解されない注意も必要、としています。<sup>42</sup>

この問題意識は、実態調査側でも裏付けられており、「一方的に取引方法又は対価を設定された」経験がある企業（303社）では、「取引先に提供する内容に自社の知財等が含まれているにもかかわらず、その対価が無償だった」が53.8%と最も多く、対価の“ゼロ化”が現場で生じていることが示されています。<sup>29</sup>

同時に、好事例募集でも「一括払だけでなく売上等に応じた配分（レベニューシェア）など多様な方法」

「成果物の対価と著作権譲渡対価の分離」などが具体例として挙げられており、指針が“価格と価値の接続”を実装レベルで後押しする設計になる可能性があります。<sup>43</sup>

また、データ利活用の拡大を踏まえ、従来のNDA・目的外使用などの整理でカバーできる論点に加え、スタートアップが大企業と連携して収集したデータをAI学習に利用できない等の「固有の問題」もある、という指摘がWG報告書（案）に含まれています。<sup>44</sup>

この点は、データの定義を「顧客データまで含む」と広く置いた今回調査の設計とも整合しており、将来の指針で“データ帰属・利用範囲・二次利用（AI学習含む）”が重要論点化する蓋然性が高い領域です。<sup>45</sup>

## 政策スケジュールと企業実務へのインプリケーション

スケジュールについては、日本自動車会議所<sup>46</sup>の掲載記事（2026年3月3日付、日刊自動車新聞掲載として紹介）で、調査を踏まえ「3月中旬にも報告書と指針案をまとめ、3月下旬にパブリックコメント、6月下旬に指針策定」という段取りが報じられています。<sup>47</sup>

一方、2月27日のポイント資料では、(i)報告書の周知、(ii)調査結果とWG報告書の内容を踏まえた“独占禁止法上の考え方等を示す指針”を公取委・中企庁・特許庁の連名で策定・公表、(iii)独禁法違反行為への厳正対処、という方向性が明示されています。<sup>48</sup>

したがって、現時点（2026年3月8日）では「指針案の具体条文・フォーマット」は未確定である可能性が高く、企業側としては“公表前に慌てて型を作り直す”より、現行の契約・運用で指摘され得るリスクを棚卸しするフェーズに入っていると捉えるのが現実的です。<sup>49</sup>

実務への含意は、少なくとも3層に分けて整理できます。

第一に、発注側（大企業・プラットフォーム企業等）では、調達・開発委託・共同研究・制作委託のテンプレートや運用が「知財等の吸い上げ」と評価され得る形になっていないか、点検が急務になります。特に、成果物に付随する設計図面・中間成果物データ・稼働データ等を“当然に無償で出せるもの”として扱っていないか、NDAの相互性や目的外使用制限が崩れていないかが、代表的な論点として挙がっています。<sup>50</sup>

第二に、受注側（中小企業・スタートアップ等）では、防御力のボトルネックが「知財等の取扱いをチェックする人材・専門家の空白」にあることが数値で示されています。<sup>51</sup>

WG報告書（案）も、原因が大企業側だけでなく中小企業側の法務・知財投資不足にある場合がある、と明確に述べています。<sup>52</sup>

ここから導かれる実務的帰結は、(a)最低限のチェック体制（社内担当＋外部相談先）を確保し、(b)「何を渡すのか（範囲）」「何に使うのか（目的）」「対価は何か（価格）」を、契約書・発注書・議事録・仕様書で残す、という基礎動作の徹底です。これは、納得できない条件を受け入れた理由として「当初明確でなく事後的に求められた」が約22%存在することとも整合します。<sup>53</sup>

第三に、制度横断コンプライアンスの必要性です。WG報告書（案）は、独禁法・取適法・フリーランス法等の一般的考え方や運用基準が存在する一方で関係性が整理されていない点を課題に挙げ、指針で整理する方向を示しています。<sup>54</sup>

また、取適法（旧下請法）は2026年1月1日施行として特設ページでも周知されており、価格交渉・代金決定プロセス自体が政策的に強化されている流れの中に、知財取引適正化が位置付けられています。<sup>55</sup>

従って、企業の管理単位も「知財契約」だけでなく、調達・委託・データ連携・共同研究を横串で見、(1)契約条項、(2)運用（実際の要求・提供・変更）、(3)対価・価格交渉の手続、の三点セットで整備する必要が高まります。<sup>56</sup>

最後に、WG報告書（案）は、契約書ひな形やチェックリストについて「新規に乱立させると混乱を招く可能性がある」とし、既存ツール（中小企業庁の資料や独立行政法人工業所有権情報・研修館<sup>57</sup>等）の引用・周知が有用だと述べています。<sup>58</sup>

この点は、実態調査で示された“半数がチェック体制を欠く”という現状に対して、政策が「新しい義務の追加」より「使える道具へのアクセス改善」を重視する方向性を示唆しており、今後の指針が“禁止事項の列挙”だけでなく“交渉・設計の実務ガイド”として設計される可能性を示しています。<sup>59</sup>

---

1 3 6 16 28 30 31 32 33 37 48 50 56 [https://www.jftc.go.jp/file/chizai04\\_shiryo2-3.pdf](https://www.jftc.go.jp/file/chizai04_shiryo2-3.pdf)

[https://www.jftc.go.jp/file/chizai04\\_shiryo2-3.pdf](https://www.jftc.go.jp/file/chizai04_shiryo2-3.pdf)

- 2 4 13 14 15 17 18 19 20 22 23 24 25 26 27 29 34 35 45 51 53 57 59 [https://www.jftc.go.jp/file/chizai04\\_shiryo2-1.pdf](https://www.jftc.go.jp/file/chizai04_shiryo2-1.pdf)  
[https://www.jftc.go.jp/file/chizai04\\_shiryo2-1.pdf](https://www.jftc.go.jp/file/chizai04_shiryo2-1.pdf)
- 5 [https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/chizaiwg\\_r7/index.html](https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/chizaiwg_r7/index.html)  
[https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/chizaiwg\\_r7/index.html](https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/chizaiwg_r7/index.html)
- 7 47 <https://www.aba-j.or.jp/info/industry/25975/>  
<https://www.aba-j.or.jp/info/industry/25975/>
- 8 [https://www.jpo.go.jp/introduction/message/202601\\_newyear2026.html](https://www.jpo.go.jp/introduction/message/202601_newyear2026.html)  
[https://www.jpo.go.jp/introduction/message/202601\\_newyear2026.html](https://www.jpo.go.jp/introduction/message/202601_newyear2026.html)
- 9 21 38 39 40 42 44 49 52 54 58 [https://www.jftc.go.jp/file/chizai04\\_shiryo3.pdf](https://www.jftc.go.jp/file/chizai04_shiryo3.pdf)  
[https://www.jftc.go.jp/file/chizai04\\_shiryo3.pdf](https://www.jftc.go.jp/file/chizai04_shiryo3.pdf)
- 10 43 <https://www.jcci.or.jp/news/enterprise/chizai/2025/1113140651.html>  
<https://www.jcci.or.jp/news/enterprise/chizai/2025/1113140651.html>
- 11 (令和元年6月14日)製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書の公表について | 公正取引委員会  
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html>
- 12 [https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chizaitorihiki\\_wg/004/004.html](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chizaitorihiki_wg/004/004.html)  
[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chizaitorihiki\\_wg/004/004.html](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chizaitorihiki_wg/004/004.html)
- 36 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/yuetsutekichii.html>  
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/yuetsutekichii.html>
- 41 46 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>  
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>
- 55 [https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/toritekihou.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html)  
[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/toritekihou.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html)